社会福祉法人高知県知的障害者育成会定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（ロ）相談支援事業の経営

（ハ）地域活動支援センターの経営

（ニ）知的障害者・児の福祉の増進について相談に応ずる事業

（ホ）知的障害者・児の援護育成を目的とする団体との連絡提携事業

（ヘ）障害児通所支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人高知県知的障害者育成会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を高知県南国市に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任

委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事２名、事務局員１名、外部委員１名の合計４名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任･解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第７条　評議員の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するまでとすることができる。
３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第８条　評議員に対して、各年度の総額が 1,000,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）
第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分
(8)　社会福祉充実計画の承認
(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開

催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに署名する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名以上８名以内

（２）監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を専務理事とする。

４　前項の専務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び専務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第１９条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第２２条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　会員

（会員）

第２３条　この法人に会員を置く。

２　会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

３　会員に関する規定は、別に定める。

第６章　役員等の損害賠償責任の免除

（責任の免除）

第２４条　理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第２５条　理事（理事長、専務理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第７章　理事会

（構成）

第２６条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第２７条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長及び専務理事の選定及び解職

（招集）

第２８条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２９条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３０条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第８章　資産及び会計

（資産の区分）

第３１条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）高知県香美市土佐山田町楠目 3660 番地所在のかがみの育成園舎 5 棟（1,847.77 ㎡）

ア　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建　513.85 ㎡

イ　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建　1,107.84 ㎡

ウ　鉄骨造瓦葺平屋建　117.86 ㎡

エ　木造平屋建　51.83 ㎡

オ　木造平屋　56.39 ㎡

（２）高知県香美市土佐山田町楠目字伏原山 3660 番地所在のパワーズ山田 2 棟（158.87 ㎡）

ア　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建　135.69 ㎡

イ　木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建　23.18 ㎡

（３）高知市新屋敷２丁目、地番 69 番 18 の宅地（40.85 ㎡）

（４）高知市新屋敷２丁目 69 番地 18 所在のスレート葺２階建店舗 1 棟（66.87 ㎡）

（５）高知県香美市土佐山田町楠目 18 番地 4 所在の鉄骨造鋼板葺２階建 1 棟（489.27 ㎡）

（６）高知県香美市土佐山田町楠目字川添 18 番 4 所在の鉄骨造鋼板葺２階建「ＳＯＲＡ」の 1 棟（575.20 ㎡）

（7）高知県南国市大埇字大堺乙 2305 番地所在の木造スレート鋼板ぶき２階建グループホーム 1 棟（454.19 ㎡）

（8）高知県四万十市川登字七反畑 827 番の原野（545 ㎡）

（9）高知県四万十市川登字七反畑 870 番の宅地（135 ㎡）

（１０）高知県四万十市川登字七反畑 871 番の宅地（76 ㎡）

（１１）高知県四万十市川登字七反畑 872 番の宅地（79 ㎡）

（１２）高知県四万十市川登字七反畑 875 番 1 の原野（244 ㎡）

（１３）高知県四万十市川登字七反畑 875 番 2 の原野（39 ㎡）

（１４）高知県四万十市川登字七反畑 875 番 3 の原野（49 ㎡）

（１５）高知県四万十市川登字七反畑 876 番の原野（171 ㎡）
（１６）高知県四万十市川登字七反畑 878 番の原野（56 ㎡）
（１７）高知県四万十市川登字七反畑 879 番の宅地（56 ㎡）
（１８）高知県四万十市川登字七反畑 880 番の宅地（128 ㎡）
（１９）高知県四万十市川登字七反畑 882 番の原野（92 ㎡）
（２０）高知県四万十市川登字七反畑 883 番の宅地（33 ㎡）
（２１）高知県四万十市川登字七反畑 885 番の原野（46 ㎡）
（２２）高知県四万十市川登字七反畑 886 番の原野（49 ㎡）
（２３）高知県四万十市川登字七反畑 887 番 1 の原野（42 ㎡）
（２４）高知県四万十市川登字七反畑 887 番 2 の原野（42 ㎡）
（２５）高知県四万十市川登字七反畑 888 番の原野（95 ㎡）
（２６）高知県四万十市川登字七反畑 890 番の原野（49 ㎡）
（２７）高知県四万十市川登字七反畑 891 番の宅地（95 ㎡）
（２８）高知県四万十市川登字七反畑 893 番の宅地（19 ㎡）
（２９）高知県四万十市川登字七反畑 894 番の宅地（23 ㎡）
（３０）高知県四万十市川登字七反畑 901 番の宅地（178 ㎡）
（３１）高知県四万十市川登字七反畑 902 番の原野（95 ㎡）
（３２）高知県四万十市川登字七反畑 903 番の原野（79 ㎡）
（３３）高知県四万十市川登字七反畑 904 番の原野（59 ㎡）
（３４）高知県四万十市川登字七反畑 905 番の原野（198 ㎡）
（３５）高知県四万十市川登字七反畑 906 番の原野（300 ㎡）
（３６）高知県四万十市川登字七反畑 908 番 1 の原野（257 ㎡）
（３７）高知県四万十市川登字七反畑 908 番 2 の原野（105 ㎡）
（３８）高知県四万十市川登字七反畑 909 番の原野（59 ㎡）
（３９）高知県四万十市川登字七反畑 910 番の原野（23 ㎡）
（４０）高知県四万十市川登字七反畑 911 番の原野（36 ㎡）
（４１）高知県四万十市川登字七反畑 874 番の原野（39 ㎡）
（４２）高知県四万十市川登字七反畑 889 番の原野（19 ㎡）
（４３）高知県四万十市川登字庄ノ久保 939 番 3 の原野（99 ㎡）
（４４）高知県四万十市川登字庄ノ久保 938 番 3 の原野（16 ㎡）
（４５）高知県南国市陣山字弥市５３１番１の学校用地（1526 ㎡）
（４６）高知県南国市陣山字弥市５３１番地３、５３１番地１、５３１番地２、５３１番地４、５３１番地５、５３２番地、５３３番地２、５３５番地３、の鉄骨造鋼板葺３階建、ウィッシュかがみの１棟（1809.53 ㎡）
（４７）高知県香美市土佐山田町楠目字メウカイ３２４９番地所在の木造セメント瓦葺２階建グループホーム１棟（189.21 ㎡）
（４８）高知県香美市土佐山田町百石町二丁目 102 番の宅地（214.02 ㎡）
（４９）高知県香美市土佐山田町百石町二丁目 102 番地所在の木造合金メッキ鋼板葺２階建　すみれホーム１棟（161.06 ㎡）
（５０）高知県香美市土佐山田町楠目字メウカイ 3248 番地、香美市土佐山田町楠目字伏原山 3656

番地 1 所在のかがみの育成園舎 2 棟（698.08 ㎡）

ア　鉄骨造鋼板葺平屋建　186.60 ㎡

イ　鉄筋コンクリート・軽量鉄骨造陸屋根・スレート葺 2 階建

1 階 293.44 ㎡　2 階 218.04 ㎡

（５１）高知県香美市土佐山田町楠目字伏原山 3656 番地 1 所在のかがみの育成園舎 2 棟（618.75 ㎡）

ア　鉄骨造スレート葺 2 階建　1 階 381.78 ㎡　2 階 132.20 ㎡

イ　軽量鉄骨造スレート葺平屋建　104.77 ㎡

（５２）高知県香美市土佐山田町楠目字伏原山 3656 番地 1、3656 番地 1 先、香美市土佐山田町楠目字メウカイ 3248 番地所在のかがみの育成園舎 3 棟（2443.01 ㎡）

ア　鉄骨造陸屋根４階建

1 階 562.14 ㎡　2 階 563.40 ㎡　3 階 563.40 ㎡　4 階 223.20 ㎡

イ　鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建　226.80 ㎡

ウ　鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建　304.07 ㎡

（５３）高知県香美市土佐山田町楠目字伏原山 3656 番地 1 所在のパワーズ山田避難スペース鉄骨造り陸屋根２階建（346.72 ㎡）

1 階 277.22 ㎡　2 階 69.50 ㎡

（５４）高知県香南市香我美町下分字刃酉場 952 番 3 所在の雑種地（580 ㎡）

（５５）高知県香南市香我美町下分字刃酉場 960 番 1 所在の宅地（1606.95 ㎡）

（５６）高知県香南市香我美町下分字下大谷 961 番所在の雑種地（330 ㎡）

（５７）高知県香南市香我美町下分字下大谷 971 番所在の宅地（895.33 ㎡）

（５８）高知県香南市香我美町下分字刃酉場 960 番 1、960 番 3、高知県香南市香我美町下分字下大谷 971 番地、972 番地所在の香南くろしお園 2 棟（1311.87 ㎡）

ア　鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建　1285.14 ㎡

イ　鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建　26.73 ㎡

（５９）高知県須崎市吾井郷字朝ガ谷乙 1834 番 4 所在の宅地（145.83 ㎡）

（６０）高知県須崎市吾井郷字朝ガ谷乙 1834 番 4 所在の鉄骨造鋼板ぶき 2 階建就労支援センターらいふ 1 棟（212.65 ㎡）

1 階 109.45 ㎡　2 階 103.20 ㎡

（６１）高知県南国市陣山字弥市 534 番地 5 所在の土地（763 ㎡）

（６２）高知県四万十市川登字七反畑 873 番所在の畑 142 ㎡

（６３）高知県四万十市川登字庄ノ久保 942 番 3 所在の田 49 ㎡

（６４）高知県四万十市川登字庄ノ久保 943 番 3 所在の田 29 ㎡

（６５）高知県四万十市川登字庄ノ久保 944 番 2 所在の田 13 ㎡

（６６）高知県四万十市川登字庄ノ久保 946 番 2 所在の畑 25 ㎡

（６７）高知県四万十市川登字庄ノ久保 941 番 3 所在の田 29 ㎡

（６８）高知県四万十市中村一条通四丁目 104 番所在の宅地　3106.22 ㎡

（６９）高知県四万十市中村一条通四丁目 104 番所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建グループホーム 1 棟

1 階　107.83 ㎡　2 階　89.78 ㎡

（７０）高知県四万十市中村一条通四丁目 104 番所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
グループホーム 1 棟
1 階　115.79 ㎡　　2 階　89.78 ㎡
（７１）高知県四万十市中村一条通四丁目１０４番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき２階建
多機能事業所「アオ」１棟
１階　565.50 ㎡　　2 階　223.50 ㎡
（７２）高知県四万十市中村一条通四丁目１０４番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建
多機能事業所「アオ」ポンプ室　　10.00 ㎡
（７３）高知県香美市土佐山田町楠目字伏原山 3657 番 3 所在の山林　146 ㎡
（７４）高知県香美市土佐山田町楠目字伏原山 3658 番 1 所在の山林　2,659 ㎡
（７５）高知県香美市土佐山田町楠目字伏原 788 番 1 所在の畑　　363 ㎡
（７６）高知県香美市土佐山田町楠目字伏原 789 番 1 所在の畑　　588 ㎡
（７７）高知県香美市土佐山田町楠目字大ツカ西 737 番 1 所在の畑　　208 ㎡
（７８）高知県香美市土佐山田町楠目字大ツカ西 731 番 1 所在の畑　　142 ㎡
（７９）高知県香美市土佐山田町楠目字大ツカ西 726 番 3 所在の畑　　212 ㎡

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。
４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第３２条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、高知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高知県知事の承認は必要としない。
１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第３３条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第３４条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３５条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３６条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３７条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３８条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第８章　公益を目的とする事業

（種別）

第３９条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）障害者就業・生活支援センター事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第１０章　解散

（解散）

第４０条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４１条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１１章　定款の変更

（定款の変更）

第４２条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高知県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知県知事に届け出なければならない。

第１２章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４３条　この法人の公告は、社会福祉法人高知県知的障害者育成会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４４条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理　事　長	土　居　正　実
副理事長	岩　﨑　令　子
同	高　橋　正　統
同	高　野　源　吉
理　　事	山　岡　晃　輝
同	筒井憲次郎

	同	武田香寿美
	同	横山弘子
	同	北添幸雄
	同	千頭千代
監	事	藤平栄
	同	幾井誉薫

（沿　革）

昭和37. 9.29	厚生大臣認可	（37.11.19　登記済）
昭和38. 6.22	定款変更認可	（建坪変更）
昭和47. 3.31	〃	（かがみの学園削除）
昭和49. 6.12	〃	（大津寮受託経営）
昭和52. 6.27	〃	（建坪変更）
昭和56. 8.21	定款変更届出	（住所表示変更及び第29条第2項追加）
昭和57. 4. 1	〃	（社会福祉会館改築に伴う事務所移転）
昭和59. 2. 8	〃	（事務所移転、中村通勤寮経営、理事定数増、新定款準則による整備）
昭和62. 5.26	〃	（かがみの育成園改築に伴う基本財産の変更、新定款準則による整備）
昭和64. 1. 7	〃	（精神薄弱者通所援護事業及び理事定数増、かがみの育成園並びに香南くろしお園作業所新築に伴う基本財産の変更）
平成 2. 3.20	〃	（高知市新屋敷２丁目69番地18の宅地・家屋寄附受入による基本財産の変更）
平成 3. 1.28	〃	（精神薄弱者福祉の改正に伴う条文の整備並びに通所作業所の運営委託の整備、なんこく共同作業所新築に伴う基本財産の変更）
平成 4. 6.23	〃	（福祉作業所土佐新築に伴う基本財産の変更）
平成 5. 7. 1	定款変更認可	（福祉ホーム「楠目荘」、福祉工場「かがみの」の設置経営に伴う第１条第１項第１号の追加並びにホーム、工場新築に係る基本財産の変更）
平成 6. 4. 1	〃	（定款準則の改正に伴う条文の整備並びに変更）
平成 8. 9. 6	〃	（香南くろしお園の設置経営に伴う第１項第１号の追加並びに土佐市作業棟移管等の基本財産の変更）
平成 10. 4. 1	〃	（会名変更に伴う条文の整備）
平成 11. 2.19	〃	（精神薄弱の用語整備のための関係法律の一部を改正する法律、定款準則に基づく条文の整備、香南くろしお園分場なんこく建築に伴う基本財産の変更並びにかがみの育成園自立訓練棟設置による基本財産の変更）

平成 13. 2. 5　〃　（生活支援事業委託に基づく事業内容の追加、定款準則に基づく条文の整備、かがみの育成園基本財産の変更）
平成 13. 4. 23　〃　（パワーズ山田の設置経営に伴う第１項第１号の追加並びにかがみの育成園作業棟新築に伴う基本財産の変更及び福祉の店宅地面積訂正に伴う基本財産の変更）
平成 14. 4. 17　〃　（福祉工場中村の設置経営に伴う第１項第１号の追加及び工場建物贈与に伴う基本財産の変更）
平成 14. 12. 27　〃　（知的障害者地域生活援助事業実施事業所名明記及び障害者就業・生活支援センター事業(平成 15 年 1 月 6 日より実施)開始に伴う事業内容の追加）
平成 16. 1. 23　〃　（知的障害者地域生活援助事業の追加並びに基本財産の変更）
平成 16. 3. 23　〃　（知的障害者通所更生施設事業並びに地域生活援助事業の追加）
平成 16. 12. 17　〃　（かがみの育成園寮舎増築、並びに旧香南くろしお作業所「作業棟廃棄」に伴う基本財産の変更）
平成 17. 2. 4　〃　（定款準則の改正に伴う条文の整備）
平成 17. 4. 1　〃　（常任理事定数の変更並びに定款準則の改正及び基本財産の変更に伴う条文の整備）
平成 17. 6. 28　〃　（知的障害者地域生活援助事業の追加並びにグループホーム名称の変更）
平成 18.1.16　〃　（法人運営上の整理）
平成 18.7.25　〃　（事業内容の変更並びに条文の整理）
平成 18.10.31　〃　（事業内容の変更、法改正に伴う変更、市町村合併に伴う住居表示変更　及び　事業変更に伴う建物名称削除）
平成 19.5.10　〃　（事業内容の変更）
平成 19.7. 1　〃　（事業内容の変更）
平成 19.12.17　〃　（事業内容の変更）
平成 20.4.17　〃　（知的障害者通勤寮「大津寮」の廃止並びにグループホーム建設に伴う基本財産の増加）
平成　20.7.1　〃　（事業内容の変更に伴う就労継続支援事業の追加）
平成　20.12.1　〃　（中村通勤寮の廃止並びに多機能事業所の設置及び福祉工場中村の敷地取得に係る基本財産の追加、定款準則に係る条文の整理）
平成　21.2.27　〃　（就労継続支援事業Ｂ型、第 2 香南くろしお園と作業所ひまわりの設置）
平成　22.1.20　〃　（多機能事業所「アオ」への土地寄贈に伴う基本財産の追加）
平成　22.4.1　〃　（知的障害者通所更生施設「ウィッシュかがみの」の廃

止、並びに生活介護「ウィッシュかがみの」の設置、及び「ウィッシュかがみの」建物・土地取得に係る基本財産の追加）

平成　22.7.8　　〃　（就労継続支援Ａ型「福祉工場中村」の独立による基本財産の移管）

平成　22.8.12　定款変更届け　（事務所の所在地の変更）

平成　23.3.30　定款変更認可　（事業内容についての条文の整備及び合筆に伴う基本財産の整理、また多機能事業所「アオ」への土地寄贈、並びに第２作業棟建物取得、「ライフサポートかがみの」のグループホーム建物取得に係る基本財産の追加）

平成　23.9.29　定款変更認可　（香南くろしお園新体系移行に伴う事業内容の変更及び「ﾗｲﾌｻﾎﾟｰﾄ山田」土地取得に係る基本財産の追加）

平成　24.4.16　定款変更認可　（かがみの育成園・パワーズ山田新体系移行に伴う事業内容の変更及び「香南くろしお園」作業棟増築に係る基本財産の追加）

平成　24.7.20　定款変更届け　（「ライフサポートかがみの」のグループホーム（すみれホーム）建物取得に係る基本財産の追加）

平成　25.1.28　定款変更認可　（理事定数の削減及び親族等の人数変更）

平成　25.5.10　定款変更認可　（かがみの育成園建物新築による基本財産の増減に伴う条文の変更及びパワーズ山田トイレ増築による基本財産の追加）

平成　25.12.17　定款変更認可　（評議員定数の削減）

平成　26.11.27　定款変更届け　（パワーズ山田避難スペース新築に係る基本財産の追加）

平成　29.　4.　1　定款施行　（社会福祉法人法改正による）

平成　29.　4.20　定款変更届け（高知市南万々所在の作業所建物取得に係る基本財産の追加、香南くろしお園建物・土地取得に係る基本財産の追加、就労支援センター「らいふ」建物・土地取得に係る基本財産の追加）

平成　29.　7.24　定款変更届け（「福祉工場かがみの」から「ＳＯＲＡ」への事業所名変更に伴う基本財産事業所名の変更）

平成　30.　7.30　定款変更届け（ウィッシュかがみの駐車場整地に係る基本財産の追加）

平成　30.11.22　定款変更届け（多機能事業所「アオ」土地取得にかかる基本財産の追加）

令和　 1.10.25　定款変更届け（就労支援センター建物新築による基本財産の変更）

令和　 2. 1.20　定款変更届け（条文の追加及び多機能事業所アオ土地取得による基本財産の追加）

令和　 2. 7. 3　定款変更届け（多機能事業所アオ土地の合筆、多機能事業所アオ（ライフサポート中村）グループホーム新築による基本財産の追加）

令和　 2.11.9　定款変更届け（事業内容の追加）

令和　 3. 6.30　定款変更届け（社会福祉法改正に伴う引用条文の変更）

令和　 3.11.29　定款変更届け（多機能事業所アオ新築による基本財産の追加）

令和　 4. 7.14　定款変更届け（旧多機能事業所アオ建物廃棄による基本財産の変更（削除））

令和　 5.　5. 2　定款変更届け（かがみの育成園土地取得による基本財産の追加）

令和　5.11.22　定款変更認可（高知市南万々所在の作業所建物譲渡のため基本財産の変更（削除））
令和　6. 7.30　定款変更届け（ライフサポート山田の土地取得、香南くろしお園旧建物取り壊しによる削除）
令和　8. 4.23　定款変更届け（ライフサポート山田の土地、測量の問題による面積変更）